

第二

て償還するものとす(整理公債條例第九條)
次に借換を行ふには成るべく前國債が平價發行の方法に依りたるものなるべし。何となれば若しも割引發行の方法を採りたるものならんには其の利子歩合は自然に低からざるを得ず從て容易に借換を爲すべき時機に達せざればなり。故に割引發行に依る國債は常に割引發行に依る國債を以て借換へざるを得ざる結果を呈し之れを矯正するの期なかるべし。

第三

終りに借換を爲すことを得るには國家の信用益鞏固となり人民は常に喜んで新債の募集に應ずるの状態に在ることを要す。是れ言ふを俟たざる所なるも借換の前提としては第一に之れを數へざるべからず。若しも人々償還を受くるに急にして新債に應ずるに躊躇するが如き有様ならば到底利子を低下して借換を行ふことを得ざるべし。
第三借換の方法

借換を爲すには第一に時機を擇ぶことを要す。即ち經濟界の金融緩慢にして金利低く銀行家資本家等皆放資の途を求むるときならざるべからず。若し

最近の實例

反對の状態に在るときに借換を行はんとするも到底有利の條件を以て十分な應募者を得ることを望むべからず。

次に借換を爲すときは据置年間を長めざることに意を致すべし。若しも然らずんば多少利子歩合に於て有利の結果を生ずるとも將來借換を爲すべき好時機を看す看す逸失するの虞れあり。此の點より見るときは据置年限の長きは國家に取りて利子の幾分を損失するに等しと云ふべし。

我國に於て國債に借換を行へる最近の例は明治四十一年三月大藏省令第八號國庫債券整理規程を以て日露戰役中に募集せる第一回國庫債券の借換を爲したるに在り。今其の規程の主なる點をあぐれば左の如し。

第一條 政府は明治三十七年法律第一號に依り國庫債券整理公債を發行し第一回國庫債券と引換に之を其の提出者に交付す

第二條 前條の引換は額面金額又は登録金額百圓に付國庫額券は百五圓國庫債券整理公債は九十圓の割合を以て計算す但し計算上五十圓未滿の端數を生ずるときは之を切捨て其の端數に對しては百圓に付九十圓の割合

を以て借換し公債交付の際現金を仕拂ふ

第五條 國庫債券整理公債の利率は一箇年百分の五とす

第七條 國庫債券整理公債の元金は明治四十六年十二月一日までに額面金額を以て償還す

第九條 國庫債券整理公債の初年の利子は全一箇年分を附す

然るに借換ふべき第一回國庫債券を見るに利子歩合は同じく百分の五にして發行價格は額面金額百圓に付九十五圓なり。是に由て見るときは整理公債の利廻は却て借換ふべき國庫債券の上に在りて借換の有利なるを發見すること能はず。然れども政府が此の舉に出でたるは一は同時に舉行したる割引償還法に依りて利益を得べきを豫期せると一は償還期限は九ヶ月の後に在りしが金融逼迫にして到底有利の條件を以て廣く募集して新債を起すこと能はざるの狀態に在りたればなり。

第十章 國債の完結

第一節 總論

第一總說

前數章に述べたるが如く國債は起債に始まり募集發行登録等の方法に依りて之れを行ひ爾後毎年利子の仕拂ひを履行し而して後完結の時期に到着するものとす。而して此の國債の完結は先づ大別して

國債の完結

(1) 國債の償還 (Debt-Payment.)
(2) 消滅時效の到達 (Extinctive Prescription)

と爲すことを得べし。或は此の他にも尙ほ絶對的に國家が債務を履行せざる場合に付て其の結果如何は攻究すべき問題たるべし。蓋し此の場合に於て債權者は國家なるに反し債權者は内外人何れなるを問はず一の私人に過ぎざれば直接に之れを強要して債務を履行せしむること能はざるべし。是れ實に個人間の債務となる所にして斯くの如き場合には別に救濟方法として妙策の

國債の償還

出づべきなく結局事實上國債の消滅なるやの觀なきにあらず。然りと雖も斯くの如き暴舉は今日の國家に於ては絶対に發生すべき理由なく内には民意を表彰する議會あり外には對等の主權を有する國家ありて常に之れを監視すべきが故にたとひ此の舉を敢てせんと欲するも能はざるや明かなり。又たとひ國際間に戰爭の開始せらるゝありて兩國間に存在する諸般の關係は破毀せらるゝとするも國家と國家の關係以外に存する國債の存在には何等の影響なきものとす。之れを要するに國債不履行の爲めに完結を告ぐるの場合は獨り消滅時効の到達せる場合即ち債權者自ら其の權利を拋棄したる場合のみにして債務者たる國家が返濟の義務履行に應せず換言すれば債務者の意思に依りて國債の完結するが如きは事實上あり得べからざるものとす。

國債の償還とは國家が積極的に自から進んで債務を完結せしむる行爲を包括す。而して此の廣義の國債償還は更に分ちて

- (1) 償還(普通の意味に於ける)
- (2) 銷却

の二と爲すことを得べし。普通の意味に於ける償還(Redemption)とは廣義のものより其の範圍稍狭くして單に償還期間内に實際現金を提供して債權者に返濟することを云ふ。然るに銷却(Extinction by purchase)或は買入銷却とは政府は直接に債權者に對して返濟するにあらずして國債證券の市場に在るものを購求して政府は一方に國債の債務者たると同時に一方に國債の債權者と爲りて相殺的に債務を消滅せしむることを云ふ。尙ほ此の兩者につきては後に各一節を設けて説明すべし

第二國債償還の必要

國債の償還は買入銷却の方法に依ると普通の償還の方法に依るとを問はず一國の政策上必要のものなるや如何。蓋し一方より觀察するときは文明の進歩せる國家に於ては全く償還期限の定めなき永遠國債の存在するあり此の永遠國債の如きは債務者たる國家に於て元金を償還するとせざるとは全く自己の意思に依りて決定すべきものなるが故に一國の政策上國債償還の必要の有無を疑ふものなきにあらず。此の問題に關して論者或は國力の發展國富の増

進は知らず識らずの間に進歩して止まざるものにして従て國債の増加は憂ふべきことにあらず國債はたとひ償還せざるも國力の増進は決して其の負擔に堪えざるものにあらずと云ふものあり。然れども論者の説は其一を知りて其二を知らざるものなり。社會の進歩經濟の發展に伴ふて起債の條件殊に利率の如き常に國家の利益と爲るべき趨勢を呈するに至るは争ふべからざる事實なるを以てたとひ國家が國債の負擔に付て何等の苦痛を感せずとするも尙臨機に償還を行ひて其の負擔の輕減を計るは必要のことなり。況んや國家が償還を怠るの結果は利子仕拂の負擔重大となりて苦痛を感せざるを得ざるを以て常に國債を償還して更に有利なる國債を起すに眼めざるべからず。此のこゝとたるや戰時公債財政公債の如きは勿論生産的の事業の爲めに起せる國債に付ても同様なり。起債をのみ力めて償還を怠り後世子孫をして其の累積せる負擔に當らしむるよりは成るべく償還に力めて後世子孫をして其餘裕を利用せしめざるべからず。

之れと同様に有期國債に於ても其の償還を怠り期限の切迫するに及び一時

に其の償還を爲すが如きは慎まざるべからず。固より其の金額にして過大ならず其の償還に付て始めより一定の成算あらば期限に至りて一時の償還を爲すも可なれども。然らざるに於ては成るべく漸次償還するの主義を採り期限の到達するも大なる苦痛なくして債務を皆済する様に心掛けざるべからず。若しも起債の當事者にして償還を忽にするときは一旦事變の生ずるありて更に國債を起すの必要あるに當り周章狼狽するに至るべし。如何に國家の信用は鞏固なりとは云へ其の信用には程度あり人々安んじて之れに放資するには餘りに國債の巨額に達するを避けざるべからず。殊に長期の國債を起し其の償還の責は一に子孫をして之に當らしむるが如きは最も不可なり。後世子孫に至れば又之に相應する起債の必要を生ずべきを以て當世の便宜をのみ計りて後世の不便を顧みざるが如きは國家永遠の計に親切なるものと云ふことを得ざるなり之を要するに永遠國債たると有期國債たるとを問はず國債の償還は常に眼むべきことにして辭を國力の自然の發展等に藉り之れを忽にすることを許さず。

第三國債償還の時期

今更に一步を進めて國債の各種につきて其の償還すべき時期の長短を概論せん。國債は其の事項に付て分つときは戰時國債、事業國債、財政國債の三と爲すことを得べし。戰時國債とは其の名の示すが如く戰時に於て戰爭の費用として起債するものを云ひ平時の國債に相對するものとす。平時の國債は分ちて二と爲すことを得べし。一は即ち事業國債にして將來之れに由りて直接又は間接に収入を生すべき事業の爲に起す所のものなり。官商工業例之鐵道の布設製鐵所の擴張等に用ゆるは直接なるものにして築港の如きに用ゆるは間接なるものなり。一は財政公債にして事業國債と異り財政の不足を補ふが爲めに起債するものなり。例之軍艦製造の爲め軍備擴張の爲め紙幣銷却の爲め制度變更の爲め起債するが如し。

戰時國債

今戰時國債に付て見るに其の償還は民力を減損せざる範圍内に於て成るべく早く之れを行ふことを要す。蓋し戰爭の如き之れが爲めに費す所は決して將來に於て収入を生ずるものにあらずして長く之れを後世に残すときは後世

に於て更に起債の必要ある場合に於て之れが妨害を爲すものなればなり。又道理の上より推すも戰費の如きは宜しく其の當時の人民に於て負擔すべきものなり將來の人民も俱に之れが負擔に任ずるが如くんば或は其の當時の人民は義務を果すに意を用ふること少しとの譏を免れざるべし。我國に於て日露戰役中に起債せる國債の償還に國の全力を傾注しつゝあるが如きは即ち是れが爲めなり。

事業國債

次に事業國債は如何と云ふに此の種の國債は前者と異なり將來之れが爲め直接間接に収入を生すべきものなり。而して其の収入たるや當世の國家又は人民のみならず將來のものも亦恩澤を蒙むること頗る大なり。是れを以て事業國債は其の収入の生ずるを俟ちて徐々に之れを償還するも不可なし。事業國債の償還の爲めに租税を増徴し人民に苦痛を訴へしむるが如きは必要なのみならず排斥すべきことなりと云ふべし。

財政國債

最後に財政國債は如何と云ふに此の種の國債は事業國債の如く將來収入を得て補足するものにあらざるが故に之れを償還するに遠き將來をのみ待つもの

不可なるは言を俟たず。然れども之れを戦時公債に比すれば其の償還を急ぐべきは寧ろ後者に在り。何となれば財政公債の如きは一國の平時に於て常に存在するを免れざる所にして國家一時の出來事に由て生せる國債の爲めに(即ち戦時國債の爲めに)平時に要用なる起債の妨害を爲すが如きは最も不可なればなり。さればとて吾人は之れが爲めに財政國債の償還を急ぐに及ばずと云ふにあらず。戦時國債、財政國債共に成るべく早く償還を爲すべきものなれども殊に戦時國債に付て意を致すべしと云ふに過ぎず。要之戦時國債は其の金額より云ふも其の性質より云ふも償還を努むるに於て第一に居ることは疑ふべからず。

第二節 償還

第一自由償還制

普通の意味に於ける償還(Redemption)は銷却に對するものにして實に國債完結の原則とする所なり。即ち國家が其の負擔する所の元金を現金の仕拂に依

りて消滅せしむるものを云ふ。

然り而して此の償還は其の償還方法に付て分類すれば自由償還制と定期償還制とに分つことを得べし。定期償還制とは其の一時に償還すると年賦を以て償還するを問はず其の償還期日は一定の時日にして豫め債權者に約する所あるを云ふ。之れを以て此の制度に由るときは政府は將來借換の好時機に到達するも借換を行ふこと能はず。又財政上償還を爲すことの頗る不便なるものあるも延滞すること能はざるものとす。之を概言せば定期償還制は償還に際して少しも財政上の政策を用ふるの餘裕なく進歩せる文明國には一般に採用せられざるなり。我國に於て現存國債中此の制に依るものは唯一の舊公債あるのみ。明治八年五月布告第九十五號新舊公債證書發行條例第二條第二節に曰く。

定期償還の例

舊公債は無利息にして元金は明治五年壬申より明治五十四年迄五十ヶ年賦とし其年の拂方に當りたる賦金を毎年十二月一日より同十五日迄の間に之を拂渡すべし。

又曾て存在したる九分利付外國公債並に七分利付外國公債も定期償還制を採れり。明治二年英國に於て我海關稅及び鐵道收入金を抵當として起債したる九分利付外債の契約書に曰く

第三。一切の證券を十番に分ち各番の金額を十萬封度と定めA B C D E F G H I Kの十字を以て其番號を表し千八百七十三年八月一日より千八百八十二年五月一日に至る迄の間毎年八月一日に於て各番の金額を銷却すべし

第四。毎年五月に於て倫敦「ゼーヘスリ、シューレデル」社中の帳場に於て其社中の各代人一人保證役「ブックスキ」一人立會の上右銷却すべき證券の番號を抽籤して取極むべし但右證券の抽籤は一千八百七十三年五月を以て始めとす

是れ所謂抽籤定期償還法とも云ふべきものなり。

而して爾餘の國債は多く自由償還制を採れり。自由償還制は例之整理公債條例第九條に

整理公債元金は募集の年より五箇年据置其翌年より向五十箇年間に抽籤法を以て償還するものとす

とあるが如く豫め一定の期限を附するも其の年限に達するまで据置年限の經過後何時にても其の全部又は一部の償還を爲すことを得るものなり。故に市場の景況を見て借換を爲すことを得べく又財政上の都合にては計劃を變じて償還を中止することを得べし(償還期限の制限を受くるは言を俟たず)。之れを以て自由償還制は定期償還制に比して其の優れること同日の談にあらず。

斯くの如く自由償還制は期限内に於て償還を爲すこと自由なりと雖も自から計劃を立て、例之毎年の償還額を定むるが如きは少しも妨げなし。其の自由償還するの權を有するとは外部に對する關係にして政府自から内部に於て秩序規定を設くるは自由償還制の面目を損ずるものにあらず。

茲に於てか我國に於ても日露戰役の爲め戰時國債を負擔したるの結果として國債整理基金特別會計法(明治三十九年三月法律第六號)を制定し一意専心國債の償還を勵行すること、爲れり。今其の規定を左にかゝる。

國債整理基金特別會計

第一條 國債整理基金を置き其の歳入歳出は一般會計と區分し特別會計を設置す

國債整理基金は國債の償還發行に關する費途に使用するものとす

第二條 國債整理基金に充つべき資金は毎年度一般會計より之を國債整理基金特別會計に繰入るべし

前項毎年度一般會計より繰入るべき資金中明治三十七八年戰役に關する經費支辨の爲發行したる國債及其の借換の爲に發行したる國債に關する分は年額一億千萬圓を下ることを得ざるものとす

第三條 國債借換に依る募集金其の他の收入金は直接に之を國債整理基金特別會計に編入すべし

第四條 國債整理基金は金銀地金及有價證券を以て之を保有し其の他有利且確實なる方法を以て之を運用することを得

前項の運用は日本銀行をして之を取扱はしむ

第五條 政府は計算上利益ありと認むる場合に於て國債借換の爲低利の國

債を募集することを得

前項の場合に於て利率募集の方法規約据置年限及償還年限は命令を以て之を定む

國債借換の爲め發行する國債に關し本法に規定なきものは整理公債條例に依る

第六條 政府は計算上利益ありと認むるときは額面以上にも買上銷却を爲すことを得

第七條 國債整理基金の運用より生ずる損益は本特別會計の所屬として整理するものとす

第八條 國債整理基金にして毎年度内に使用せざるものは翌年度へ繰越すべし

國債整理基金特別會計の毎年度歳出豫算に於ける支出殘額は追次繰越使用することを得

第九條 政府は毎年度國債整理基金特別會計の歳入歳出豫算を調製し歳入

歳出の總豫算と共に之を帝國議會に提出すべし
第二〇〇年金制

年金制 (Annuity) は自由償還制と相對するものにして前述せる定期償還制の一種として見ることを得べし。唯其の相異なる點は年金制に於て年賦を以て毎年仕拂ふ所の金額は常に元金のみならず利子を加へて之れを一定の額に積算したるに在り。故に年金制は純然たる償還の一方と云ふことを得ざるも頗る之れに近似せる方法なりと云ふべし。

是れを以て彼の定期償還制に於ける缺點は年金制にも隨伴するものなり、加之年金制は實際上其の取扱に於て煩雜なることを免れず。又年金を欲する者の數にも制限ありて年金制に依り多額の國債を發行すること能はざるは今日の大勢なり。換言すれば國債は貯蓄の爲めに弘く行ひられ永遠國債の發行をも見るに至りたる今日に於て毎年元金の償還を受くるを欲する者の如きは甚だ多からざるを知るべし。然れども年金の制は其の國債金額左まで大ならず且毎年元金の償還を受けんとするが爲めには頗る便利なる方法たるを失は

種類

ざるなり。

年金制は分て有期年金制と終身年金制とになすことを得。有期年金制は純然たる年金制に屬し例之三十年五十年と云ふが如くに期限を定め毎年一定の年金を仕拂ふものにして其の金額は元金に利子を積算したるものに外ならず。然るに終身年金は之に反して純然たる年金の性質を有するものにあらす。何となれば其の毎年受くる所の金額を合算したるものと元金に利子を積算したるもの、合計とは一致するものにあらざればなり。即ち終身年金は多少射倖的の性質を有するものにして若しも非常に長命なれば年金者の利益となる代りに非常に短命なれば得る所は出せし所を償ふに足らずして損失を招くこととなるべし。

又終身年金中に「トンチン」法なるものあり。此の方法は同一年齡の人を一階級として數階級を定め各公債に應せしめ而して政府は毎年一定の年金を一階級の者に與ふるものとす。是れを以て長命者は非常の利益を享有することを得べく政府も亦此の射倖心を利用して公債を起さんとするに在り。

之を要するには年金制は到底償還制度の原則として行ふべきものにあらず。唯例外として人民の便益の爲め一小部分に於て之を行ふべきのみ。我國に於ては從來年金の制を採りし國債なし。

第三額面償還と割引償還

元來額面金額は其の國債に付て政府が負擔したる債務額を表示したるものなり。之れを以て償還額は即ち額面金額なるを本則とす。是れ言ふを俟たざる所なるが故に特筆するを要せざるなり。

然り而して償還は一方に於ては自由償還制を採るの結果としてたとひ其の償還時期に達せずして之れを償還することあるも其の償還すべき額は即ち額面金額なり。償還期に達せざるを辭柄として額面金額全部の償還を爲さざるが如きは殆んど自由償還制の思想を脱して定期償還制の伍に列するものなりと云ふべし。

然るに明治四十一年三月に於て告示せられたる第一回國庫債券償還期限は同年十二月末日までの償還法は以上の原則に反し所謂割引償還法を採りたる

割引償還の例

を見る。今其の告示を見るに左の如し。

一、第一次償還の國庫債券に對しては其の額面金額又は登録金額に本年一月より十二月までの利子金額を加へ本年四月三十日より十二月二十五日までの月數に應じ割引を爲したる金額を仕拂ふ

一、前項の最低割引歩合は年五分(日歩一錢三厘七毛)とす

一、若し申込高が償還豫定額を超過するときは割引歩合の高きものより順次之れを採り豫定額に至りて止む

一、前項に依り除外せられたる者には各取扱店より其の旨を通じ償還すべき者に對しては四月三十日之が仕拂を爲す

此の償還法の如きは變則と見るの外なく到底常例と爲すべからず。蓋し政府は之に由て利する所あるべきも國債々權者は之れが爲めに損失を免れず償還希望者の弱點を利用せるやの嫌あり。

第四額面償還の手續

國債の償還には全部償還と一部償還とあり。國債元金の全部償還を爲す場

合には其の償還額及び期日を定めて豫め之を告示す。又乙種登録國債に在りては其の記名者に對し償還期日に先ちて之れを通知す。

國債の一部償還は抽籤の方法に依るを原則とす。而して抽籤の結果當籤したる者には額面金額或は登録金額を仕拂ふものとす。抽籤を執行するには其の償還額償還期日及び抽籤執行日を定めて之れを告示するを要し其の抽籤は大藏省官吏會計検査官吏等立會の上にて日本銀行本店に於て之れを執行す。當籤したる國債證券の額面金額の種類記號及び番號並に甲種登録國債の登録金額記號及び番號は日本銀行之れを廣告す。乙種登録國債に在りては其の證券の券面種類記號番號及償還期日を記名者に通知す。

無記名國債證券に對し償還を請求する者あるときは證券を差出さしめ其の眞贋及び附屬利札に欠缺なきや否やを調査し尙ほ抽籤償還の場合に在りては記號及番號をも調査し相違なきを認めたる上支拂を爲す

記名國債證券に對し償還を請求する者あるときは其の證券に請求書を添へて差出さしめ一人別帳に照合し相違なきを認めたる上支拂を爲す。記名證券

に在りては所管取扱店一定せるが故に無記名證券の場合の如く到る所の取扱店に請求するの自由を有せず。

甲種登録國債に對し償還を請求するは日本銀行本店に於てせざるべからず。若しも其の他の取扱店に對し仕拂を受けたき旨を申出づるときは其の請求書を日本銀行本店に送附し本店より金員の送附ありたるときは領收證書と引換に仕拂を爲し領收證書は本店に送付す。

國債證券は其の元金償還期の開始前に取扱店に對し豫托を請求することを得。此の場合に於て取扱店は領收證書を交付し置き期日に至り之れと引換に元利金を支拂ふものとす。

最後に説明すべきは國債證券を滅失し紛失したる者が償還を請求するには如何なる手續を要するやに在り。此の點に付きては記名證券と無記名證券とを區別せざるべからず。

記名證券を滅失紛失したる者は一定の請求書を作りて取扱店に提出す。取扱店は之れを日本銀行本店に送付し更に本店より支拂通知の到達するを待ち

無記名證券の紛失者

領收證書と引換に仕拂を爲し該領收證書は本店に送付す。

然るに之に反し無記名證券を滅失紛失したる者には特別の義務を負担せしむ。國債法第六條は規定を設けて曰く

無記名國債證券又は其の利札を滅失又は紛失したる者は其の證券又は利札の持參人が償還又は支拂を受けたる場合には其の金額及其の仕拂の日以後の利子を辨償すべき旨を約して擔保を提供し其の元金の償還又は利子の仕拂を請求することを得但し取扱銀行の確實と認めたる保證人を立て擔保の提供に代ふることを得

擔保を提供したる者が債務の履行を爲さざるときは擔保を以て之に宛て過剩額あるときは之を還付す。

金錢以外の擔保は之を公賣に付す

蓋し此の規定ある所以は無記名證券は本來持參人が其の権利を行使することを得るものなれば之れを滅失紛失したる者は償還の請求も消滅したるものといふべし。即ち他に持參人ありて之れを呈示するときは其の事情如何に關

せず取扱店は之が償還を拒絶することを得ず。故に若し該證券の所有者にして償還を受けんと欲せば若しも持參人が該證券を提供して償還を受けたるときは其の金額を返戻すべきことを條件として仕拂を受けざるべからず。而して之れが爲めには豫め擔保を提供せしむるを以て最も便利なりとし此の規定を設けたるなり。而して其の擔保に關する一切の手續は次に之れを説明せんとす。

第五〇擔保及保證

無記名證券の所有者が其の證券を滅失紛失したる場合に於ては前述せるが如く擔保を提供して償還を請求することを得べし。此の場合に於て取扱店は一定の請求書を差出さしめて日本銀行本店に送付し本店より承認の通知ありたるときは一定の契約書及び領收證書を差出さしめ之れと引換に仕拂を爲し其の契約書及び領收證書は本店に送付するものとする。

然り而して此の場合に於ける擔保の種類は現金登録國債國債證券其他日本銀行の指定する有價證券とす。其の擔保物の價格は取扱店の認定にかゝり

擔保の提供

若しも其の價格減少したるときは取扱店の指定したる期限内に増擔保を提供せざるべからず。其の擔保額は償還を受くべき元金又は仕拂を受くべき利子の金額に其の仕拂ふべき日より元金又は利子の消滅時効完成の日に至るまでの日數に應ずる一箇年百分の五の利子金額を加へたるものを以て最下限とす。現金又は有價證券を以て擔保と爲すときは之れを金庫に供托せしめ其の供托受領證書を取扱店に差出さしむ。

甲種登録國債又は前述せる供托受領證書を擔保として提供するときは之れに擔保提供書を添へて取扱店に差出さしめ。甲種登録國債に關する擔保提供書は之れを日本銀行本店に送付す。

提供したる擔保物は其の變更を請求することを得べし。此の場合には新に提供すべき擔保の種類及び數量を記載して取扱店に請求し取扱店は之れを本店に通知し其の承認の通知ありたるるとき新擔保を提供せしめ原擔保を解除するものとす。又擔保を提供したる者は其の擔保の原因が一部消滅したるときは其の限度に應じ擔保の一部解除を取扱店に請求することを得全部解除の場合

公賣

保證人

合も亦同じ。其の手續は變更の場合に準じ其の取扱を爲すものとす。

擔保を提供したる場合に於て國債法第六條に規定したる辨償を爲さざるときは擔保物の公賣を爲すものとす。其の公賣の手續を言はゞ取扱店に於て廣告を爲したる後の最初廣告の日より少くとも三日を隔てゝ入札の方法を以て之れを執行す。若し公賣代金を以て辨償金及び公賣費用を支辨するに足らざるときは取扱店に於て納付の期日を定め更に之れを擔保提供者に通知す。

國債法第六條但書に依り擔保の提供は保證人を以て之れに代ふることを得べし。此の場合に於て保證人の債務は主たる債務者と連帶と爲し重き義務を負はしむ。此の保證人に確實なる銀行會社なるか一個人なるか何れにても可なり。後の場合にも保證人は債務を辨濟するに十分の資力ある者たるを要す。債務者は保證人の資産の減損に因り取扱店より更に擔保を提供すべきことを求められたるときは之れを拒むことを得ず。

第六消滅時効

國債元金の消滅時効は國債法第九條の規定する所なり。曰く

國債の消滅時効は元金に在りては十箇年利子に在りては五箇年を以て完成す

然るに附則には左の如き規定あり

國債に關する現行法令中本法の規定に牴觸するものは其の效力を失ふ。但し時効に關する規定は此の限りに在らず

而して從來の各種公債條例に依るときは其の消滅時効の期間は一樣にあらず。例之新舊公債證書發行條例に於ては拂渡すべき年の翌年より向ふ五ヶ年間とするに反し整理公債條例第十四條には左の規定あり。

整理公債元利の支拂を請求せざるものあるときは元金は償還の月より滿十五箇年利子は支拂の期月後滿五箇年を過ぐれば之れを支拂はざるべし

但證書の紛失汚染及毀損等に由り元利の支拂を見合せ及び訴訟事件に由り請求を爲し難き場合あるときは其間の日數を算せず

此の但書の日數に付ては大藏省に一定の標準あり。例之記名證書紛失の場合に屆出の日より屆出後一回の利子仕拂期の當日(二十五日)まで無記名證券紛

失の場合には屆出の日より滿四箇年と云ふが如し。

終りに我國の起債せる國債中消滅時効にかゝりたるものは左の數種に過ぎずと云ふ。(明治四十年三月末日調)

- (1) 新公債 百圓
- (2) 舊公債 千三百八十五圓五十錢
- (3) 秩祿公債 五十圓
- (4) 金祿公債(三種) 二千圓
- (5) 舊神官配當祿公債 二十五圓
- (6) 起業公債 二千五百五十圓

第三節 銷却

第一買入銷却

國債の銷却(Extinction)と云へば買入銷却(Extinction by purchase)を意味すること其の常なり。即ち銷却とは政府が其の發行したる國債證券を市場より買ひ下

げ政府は一方に債務者たると同時に一方には債権者となり以て兩者を相殺し國債の完結を計るものなり。然るに此の買入銷却に對して或は交換銷却詳言すれば證券交換銷却 (Extinction by exchange) を擧ぐるものあり。此の交換銷却とは從來の國債證券に對し新たなる國債證券を發行して之れと交換するものにして所謂借換を意味するものとす。是れを以て普通に銷却と云ふときは借換并に償還に對する買入銷却の義なることは自然の理なり。

第二〇〇減債基金制

國債の完了を計るが爲めに古來英國に行はれたる有名なる方法を減債基金 (Sinking fund) の設置と爲す。此の制度たるや買入銷却の方法に依るものなるが故に聊か左に其の大略を述べし。

減債基金の制度に於ては政府は年々一定の資金を支出し之に由りて政府の發行せる國債證券の買上げを行ひ而して其の買ひ上げたる國債より生ずる利子も亦減債基金中に加へて更に國債買上げの爲めに使用するを云ふ。而して此の制度を主張する者は此の方法を繼續して行ふに於ては其の初めて支出す

制度

批評

る金額は少額なりとするも買上げられたる國債の利子は年々重利の方法を以て増殖すべきが故に遂に如何なる巨額にも増殖し得べく從て如何なる巨額の國債をも償還し得べしと云ふに在り。

然りと雖も此の説は今日に於て見るときは殆んど言ふに足らざるものなることは言を俟たず。何となれば彼等は買ひ上げたる國債の利子が年々重利にて増殖することを以て骨子とすと雖も此の利子は仕拂ふものも亦國家にして其の利子が年々重利を以て増殖するとは取りも直さず一方には政府が減債基金に對して仕拂ふ利子の増加することを意味す。從て實質的に之れを観察すれば政府は右の手より金を出して左の手に移すに異ならず。政府が由て以て國債の減少を計ることを得たる金額は依然として政府の一方の手より出しものにして決して減債基金制度の魔術に依りて新に金錢を贏ち得たるものにあらざるなり。其の減債基金が重利法に依りて増殖するを見て喜ぶは畢竟皮相の觀察に過ぎず。加之若しも今日の如く國民經濟發達して市場の動作敏捷を極むるに當り以上の如き方法に依るとせんか。國債の價格は買ひ上げを見越

して驚くべき高價となり額面金額を越ゆることは尋常の現象と爲るべし。事茲に至らば政府は此の高價なる國債の買上げに依り如何にして利益を得べきか。たとひ利子に於て増殖を計るを得るとするも其の損失を償ふこと能はざるに至るべし。之れを要するに減債基金制度の如きは全く精確の論據を欠くものと云ふべし。近年我國に於て國債整理基金特別會計の設置あるを見て一知半解の徒は或は減債基金説を以て之に擬し舊套の論駁を爲すものあり。誤れるの甚しきものと云はざるべからず。國債整理基金特別會計は毎年一定の基金を國債償還の爲めに支出すると云ふことの外減債基金とは何等の近似せる點なし。減債基金の特徴は國債の買上に依り重利法を以て基金の増殖を爲し得べしとする點に在り。而して斯くの如き兒戯に類する思想は全然我國債整理基金制の認めざる所なり。其の買上銷却を爲すは例外として特に之れを試むるのみにして常住の務めにあらず。又其の買上は之に由て償還基金の増殖を計るが爲めにあらざるや言を俟たず。

第三、我國の買上銷却法

元來買上銷却法は二箇の目的を有す。其の主たる目的は財政上のためにして其の従たる目的は經濟上に在り。財政上の目的とは國債の時價が發行價格よりも低廉なるに乗じ之れを買ひ上げ政府が國債完了の費す所は之れを普通の償還に比して少額にて足るに在り。又經濟上の目的とは國內金融逼迫して又々資金の缺乏を訴ふるに際し國債の買上を行ひ其の代金を以て金融市場を潤ふすに在り。而して外債の買上銷却は常に上述せる財政上の目的並に國債價格を高めて國家の信用を堅ふするに存し内債の買上銷却は上述せる財政上の目的若くは財政上の目的の範圍内にて經濟上の目的を達せんとするに在りとす。

我國に於て買上銷却を規定せるものは明治二十九年二月法律第五號國債證券買入銷却法とす。即ち左の如し。

第一條 政府は毎年度國債費豫算定額以内にて國債證券を買入れ之が銷却を爲すことを得

前項買入の價格は該證券金額に超過することを得ず

第二條。國債證券の買入銷却を爲したるときは大藏大臣は其の證券の種類番號總額及び其の買入價格を告示すべし

第三條。銷却の爲にする國債證券の買入は隨意契約を以て之を爲すことを得。

茲に隨意契約を以て買入を爲すことを得とせるは即ち國內に於て財政上の目的のみならず經濟上の目的を達せんとするに在り。若し競争契約に依ることとせば財政上の目的は達せらるゝも經濟上の目的は十分に達すること能はざるべし。

上額以上の買

次に一言すべきは第一條第二項なり。此の點に付きては明治三十九年に發布せる彼の國債整理基金特別會計法中左の規定を見る。

第六條。政府は計算上利益ありと認むるときは額面以上にても買入銷却を爲すことを得

是れ恰かも買入銷却法の規定と相反せるものと云ふべし。蓋し國債買入銷却の方法たるや箇々に付て見れば勿論券面金額を超過することを得ざるを以

て原則とすべし。然れども外債の場合に於ては一般に國債の價格を騰貴せしめて國家の信用を高むるの必要あり。又戰時國債の如く之に由て將來收入を得ざるものに在りては償還を遅延せしめて毎年の利子を損失せんよりは買入價格は券面額を超ゆるも寧ろ計算上利益ありと爲すべき事由もあり以て以上の如き規定を見るに至りたるなり。

今左に明治の元年より四十年三月末日に至るまで各種の國債に付きて買入及び交換銷却を爲したる統計を掲ぐ。

	證券買入銷却	證券交換銷却
(I) 新公債	一、八五四、六五〇 _円	
(2) 金札引換公債		二八、四〇〇 _円
(3) 金祿公債	四、七八二、四七〇	二、四六九、五二五
(4) 起業公債		六五〇
(5) 金札引換無記名公債		五、九二四、一〇〇
(6) 海軍公債	八、一五三、四〇〇	

(7) 整理公債	六八六四、五五〇	
(8) 鐵道公債	一三、五七九、四五〇	
(9) 軍事公債	八、六八二、〇〇〇	
(10) 事業公債	一一、六三〇、一五〇	
(11) 臺灣事業公債	三二、三五〇〇	
(12) 第一回六分利付英貨公債	五、八五七	
(13) 第二回六分利付英貨公債	八、七八六	
(14) 第一回四分半利付英貨公債	九七六	
合計	五五、八八五、七九〇	八、四二二、六七五

第十一章 國債の會計

第一節 國債と豫算

第一〇〇〇 第一總説

國債の起債は之れを會計上より觀察すれば國家の歳入となり。國債の償還

同様に國家の歳出と爲るものなり。従て一國の歳出入を計上せる總豫算の上
に於て國債の起債或は償還は必らずや一欸或は一項として歳出の部若くは歳
入の部に計上せらるゝものとす。

然るに之れを憲法の明文の上より見るときは第六十二條は

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲
すは帝國議會の協賛を経べし

と規定して國債の起債には帝國議會の協賛を要するの明文あるも國債の償還
には之れに對する明文なきものゝ如し。然りと雖も此の第六十二條の法文は
國債の起債は國家或は國民に重大なる負擔を及ぼすものなれば其の目的金額
條件起債の方法等一切を具して帝國議會の協賛を経べしと云ふに在りて單に
豫算中の一欸一項として其の金額に付て協賛を経べしと云へるものにあらず。
事の豫算に關するものに付ては第六十四條に

國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし
と規定し而して國債の起債は即ち歳入の一部分なるが故にことさらに第六十

二條に重複の規定を要せざるなり、即ち第六十二條の規定は豫算に掲載せるより以外の事項につきて尙ほ議會の協賛を経べしと云ふに在り。従て國債の償還に付て何等の規定なきも其の豫算に計上せられ歳出の一部として議會の協賛を経べきものたるに於ては何等の疑ひなきものと知るべし。

之れを要するに國債の起債と償還は帝國憲法第六十四條に依りて或は歳入となり或は歳出と爲りて現はるゝものなり。

第二歳入としての國債

臨時歳入

國債の起債は豫算上歳入の一部分を爲すものたるや言を俟たざるも果して經常歳入臨時歳入何れに屬すべきやと云ふに其の臨時歳入に屬すべきものたるや是れ亦多言を要せざるなり。蓋し經常歳入と臨時歳入との區別は學者によりて多少其の説を異にする所なるも經常歳入と云へばとて必らずしも永久的歳入を意味せざることは多數の學者の一致する所たり。然れども國債の如きは其の性質上決して經常歳入に屬すべきものにあらず。何となれば國債は歳出入の均衡を得るがため例外的の歳入を得るを目的として起す所のものな

ればなり。國債を以て經常歳入に組入るゝが如きはたとひ其の起債は比較的長期に亘るとするも國債の性質に反するものなりと云はざるを得ず。此の點は國債の償還と異なる所にして國債の償還は其の期間が長期に亘るものとせば經常歳出として計上することを得るものなり。

一定の限度

以上の如く國債の起債は既に豫算上臨時歳入に計上せられたりとして此の豫算に計上せる金額は實際上伸縮の餘地を存するや否や。今例を租税に取りて考ふれば租税は一定の税率に従ひて徴收すべきものたるや勿論なるも實際上の収入は或は豫算に計上せる金額より減少を見ることあり或は之れよりも尙ほ増加することあり。其の減少を見たるは憂ふべき現象たるも止むを得ざる所にして其の増加を見たるは喜ふべき現象なりと云はざるべからず。之れを換言すれば租税に於て豫算に計上せる金額は單に見積りとして計上せるに過ぎずして収入の最大限度として制限的性質を有するものにあらず。然るに國債に付て見るときは同じく歳入の一部を形成するも之れと性質を異にするものなることを知るべし。蓋し國債に付て歳入豫算に計上せる金額は憲法第

六十二條に規定する起債法の内容と一致すべきものにて。例之軍事公債法律に於て軍艦製造のため本年中に五千萬圓の國債を募集することを得と規定するときは豫算の歳入に於ても一欸或は一項として五千萬圓の國債募集金を計上するものとす。而して此の五千萬圓の金額は租税の場合の如く單に見積り計算たるに止まらずして其の最大限度を制限するものなり。故に豫算に五千萬圓の募集金を計上するに關せず之れ以上の國債を募集するが如きは國債法律に違反するものなりと同時に豫算に違反せるものなりと云はざるべからず。若しも豫算定額以上の國債を募集したりとせば其の超過金額に付ては憲法第七十條に従ひ財政上の緊急處分として次の帝國議會に於て事後承諾を経ざるべからず。但し豫算金額の範圍内に於て國債を募集すること豫期よりも少額なるが如きは固より通常あり得べきことに屬す。

最後に明治四十一年度總豫算に付て見るに國債を歳入として計上すること次の如し。

歳入臨時部

第六欸 公債募集金

- 第一項 公債募集金 四一、〇七一、一一六
- 第二項 臺灣事業繰替借入金 三九、〇七一、一一六
- 第十二欸 一時借入金 二、〇〇〇、〇〇〇
- 第一項 一時借入金 七六六、〇〇〇
- 第一項 一時借入金 一、七六六、〇〇〇

而して茲にいふ一時借入金なるものは臺灣經費補充借入金として計上せるものなりと云ふ彼の國庫と中央銀行との間に行はるゝ一時貸借の借入金にあらず。此の種の一時借入金は大藏省證券と共に後に説明する所あるべし。

第三歳出としての國債

歳出としての國債とは國債の償還と利子の仕拂の場合なること既に一言せるが如し。而して此の場合に於て第一に問題と爲るは國債の起債の場合と同じく經常歳出臨時歳出何れに之れを計上すべきやに在り。歳入の場合に於ては既に述べたるが如く常に臨時歳入に計上すべきものなりと雖も歳出の場合に於ては必ずしも一定せる定理なきも寧ろ經常歳出に計上するもの多しとす。

之れを詳言すれば國債の利子仕拂は毎年定期に必らず履行するを要するものなるを以て國債の存在する限りは經常歳出として計上せざるべからず。又國債の元金の償還に至りては彼の永遠公債の存在する國家に於ては毎年の償還の如きは其の必要を見ざる所にして從て豫算上國債償還額を計上するも臨時歳出に屬するを見る。然るに我國の如きは永遠公債の存在せざるは前述の如くにして其の有期公債たるや必らずしも債權者に對して毎年の償還を必要とするものにあらざるも。政府自身の財政計劃上毎年若干を償還するを以て策の得たるものとするが如し。殊に日露戰役後多大の國債を負擔するに至りしより國債の償還が經常歳出たるの性質を有すること一層鞏固となるに至りたり。之れを要するに歳出としての國債は我國に於ては經常歳出として計上せらるゝを見る。

義務費

次に歳出としての國債は豫算上如何なる性質を有するやと云ふに國債其のものが契約として締結せらるゝ結果として所謂義務費として存在するものなることは何れの國に於ても同一なり。我帝國憲法に於ても第六十七條に於て

左の規定あり。

憲法上の大權に基づける既定の歳出及び法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず

以上の規定中初めのものを大權費或は既定費と云ひ第二を法律費第三を義務費と云ふ。此の法律上政府の義務に屬する歳出或は義務費とは政府が個人若くは團體に給付を爲すの意思を表示し之に由て法律が一般に認むる義務を政府に於て負擔する場合を云ひ。其の大體の範圍は會計法補則(明治二十三年八月法律第五十七號)の規定する所にして公債償還利子支拂並に其の手数料は預金利子各種の補助金地所家屋借料等と共に之れに屬す。

尙ほ憲法第六十七條の規定に付て考ふべきは該規定は政府の同意なくして議會が之を廢除削減することを得ずと明言すれども。更に一步を進めて政府の同意あるときは議會は何程にても廢除削減することは果して憲法に違反せざるや否やに在り。蓋し此の場合に於て政府は其の行爲によりて法律が一般

三十八年度豫算

に認むる義務を負担するものなるが故に其の義務履行に必要な費額を議會の要求に應じ廢除削減に同意するが如きは萬々存在せざる事實なり。又萬一不法なる政府ありてかゝる暴舉を企つることありと假定するも議會が之れに辭を藉りて義務費を削減し依て以て義務不履行の結果に立ち至らしむるが如きことありとせば。是れ言ふ迄もなく政府が其の責に任せざるべからざるのみならず議會も亦憲法違反の責を免るゝこと能はざるべし。是れ實に義務費の性質より生ずる自然の結果たり。

豫算に計上せらるゝ所の國債費は實際上以上の元金の償還と利子の支拂を以て重なるものとし。其の他之れに附帶して種々の費目の計上せらるゝを見る。今試みに明治三十八年度總豫算の各省豫定經費要求書に付て之れを見ん。

大藏省所管

經常歲出部

第二款 國債

第一項 公債元利及手数料

第一目公債償還 第二目公債償還追拂 第三目公債利子

第四目公債利子追拂 第五目臨時艦艇製造費繰替借入金返償

第六目借入金利子 第七目大藏省證券利子及割引差額 第八目

元利拂手数料 第九目公債證書取扱手数料

第十四款 國資運用費

第二項 仕拂命令引出切符用紙及證券類製造費

第二目公債證書製造費 第三目大藏省證券製造費

第三項 國債雜費

第一目內國雜費 第二目外國雜費

臨時歲出部

第二款 公債證書製造及發行費

第一項 公債證書製造及發行費

第一目製造費 第二目發行費

第五款 四分利付清國債券元利

四十一年度豫算

第一項 四分利付清國債券元利
 第一目清國債券償還 第二目清國債募利子
 然るに明治三十九年度よりは國債整理基金を設置したる結果として款項の位置に大なる移動あり。今明治四十一年度總豫算の各目經費要求書に付て見れば左の如し。

經常歲出部

第二十一款 國債整理基金繰入

第一項 國債整理基金繰入

臨時歲出部

第五款 四分利付清國債券利子

第一項 四分利付清國債券元利

第一目清國債券償還 第二目清國債券利子

第六款 臨時國債整理費

第一項 臨時國債整理費

即ち國債に關する諸雜費は凡て臨時國債整理費即ち臨時國債整理局の費用を計上せる款中より支出することゝなれり。
 第四大藏省證券と一時借入金

會計法第九條に依れば

毎年度大藏省證券發行の最高額は帝國議會の協賛を経て之を定む

而して別に中央銀行と國庫との間に一時貸借による一時借入金なるものあり。

明治二十七年六月法律第十六號に曰く

第二條 政府は國庫金出納上一會計年度間一時不足を生ずるときは相當の

利子を附し日本銀行より借入を爲すことを得

第三條 前條に依り政府の借入るゝことを得べき金額は大藏省證券發行額

と合せて當該年度該證券の發行最高額を超過することを得ず

然り而して此の帝國議會の協賛を経べき大藏省證券の發行最高額は常に總

豫算説明中に掲記するを常例とす。今其の例をあぐれば左の如し。

第八章國庫豫備金及大藏省證券

明治四十二年度に於て國庫豫備金は第一豫備百萬圓第二豫備二百萬圓
國派遣部隊豫備費三百六十三萬圓なり
明治四十二年度に於て會計法第九條に據り定むべき大藏證券發行最高額
は八千萬圓なり

第二節 國債と現計

第一總說

廣く國債の現計と云ふときは應募者が事務取扱店に現金の拂込をなすが如
き事務取扱店が日本銀行本店に更に廻送を爲すが如き日本銀行より國庫に納
付するが如き皆其の内に包含せらるべし。之れと同様に償還又は仕拂の際に
も國庫と日本銀行との關係日本銀行と各支店代理店との關係或は是等の取扱
店と國債所有者との關係の如き亦國債の現計として見ることを得べし。然れ
ども茲に論ずる所は唯國庫或は大藏大臣と日本銀行との間の關係に止まる。
他なし日本銀行と取扱店との關係取扱店と一般公衆との關係の如きは既に起

債論若くは償還論等に於て論述する所ありたればなり

第二日本銀行の責任

日本銀行は國債事務につき其の起債償還仕拂につき常に現金取扱の衝に當
るものなるが故に此の現金取扱につき如何なる責任を國家に對して有するや
を規定せる原則存在せざるべからず。國債事務命任書(明治三十九年六月大藏
大臣達第四條は即ち之れを明言せり。

其の行は本命令に依る國債事務の取扱に關し一切の責任を負ひ政府の損失
を生じたる場合には之れを辨償すべし但し避くべからざる事由あるときは
之れを證明して處分を請ふことを得

而して茲に規定せる所謂責任なる文字の解釋に至りては勿論民事上金錢上
の責任なること明かなり。此の責任を以て其の範圍を擴張し刑事上の責任を
有するものとし若しも過失あるときは刑罰をも科し得べしとなすが如きは
其の本意にあらざること多言を要せず。之れを要するに茲に「責任」とは「辨償」の
意味に外ならざるなり。

元來國債は財政學上より觀察すれば收入と支出を適合するものにして其の部門として收入支出以外に一篇を設くれども其の現金の出納に付て國庫より觀察するときは歳入或は歳出の一部分として取扱はるゝものなり。即ち起債の場合に於て其の現金の國庫に納付せらるゝは一般歳入と何等の異なる所なきものとす。

歳入は一般に租稅收入と租稅外收入とに由て其の規定を異にす。國債は其の金額は巨額に達すと雖も亦一の租稅外收入として取扱はるゝものとす。即ち日本銀行より國庫に納付するは歳入徵收官たる大藏大臣の納入告知書に由るものとす。其の書式左の如し。

納入告知		第何號	何年度	日本銀行總裁何某納
大藏省	主管大藏本省	臨時何	款何	項何
一金何圓也		目		

知書

但何々國債募集金
右明治何年何月何日限り中央金庫へ納付すへし
明治何年何月何日
大藏大臣 氏名 印

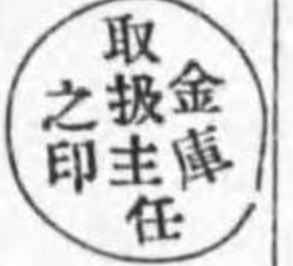
金庫割印

領收證書

第何號 何年度 日本銀行總裁何某納
大藏本省
一金何圓也
但何々國債募集金
右領收候也
明治何年何月何日
中央金庫印

金庫取扱之印

金庫割印

第	何	號	何	年	度	日本銀行總裁何某納
臨	時	何	款	何	項	何
						目 大藏本省
一金何圓也						
						
右領收済に付通知候也						
明治何年何月何日						
大藏大臣何某殿						
中央金庫印						

日本銀行は以上の納入告知書を添へて金額を其の指定せられたる日までに中央金庫に納付せざるべからず。中央金庫に於ては其の金額を領收するときは之れに對して以上の三連切符中の領收證書を交付するものとす。而して金庫に於ては一方に領收證書を交付すると共に一方には領收済の旨を歳入徴收官たる大藏大臣に通知せざるべからず。其の通知書は亦前記三連切符中の終りのものなり。斯くの如くにして國債は歳入として金庫納入の手

現金前渡

續を完了したるものとす。
 第四〇歳出としての國債

歳出として一般の原則は仕拂命令官より仕拂命令を發行し債主は之れに對して仕拂を請求するに在り。國債元金の償還又は利子の仕拂の場合も亦之れと同様に於て仕拂命令官たる大藏大臣は日本銀行總裁に對し現金前渡の仕拂命令を交付し日本銀行は此の仕拂命令に依りて現金の仕拂を中央金庫に請求するものとす。蓋し此の場合に於て現金前渡の仕拂命令を發するは即ち日本銀行の國債仕拂基金に充つるが爲めにして是れが爲めには現金の前渡しを爲し置かざるべからざればなり。會計法第十五條第二項は國債の元利拂に對し此の方法に依ることを明言せり。
 今左に前渡仕拂命令の形式を擧ぐれば左の如し。

前 渡 仕 拂 命 令

甲 第 何 號 何 年 度 歳 出 經 常 部
大 藏 省 所 管 何 款 何 項 前 渡

金 何 圓 也

本 行 の 金 額 日 本 銀 行 總 裁 何 某 に 仕 拂 可 有 之 候 也
明 治 何 年 何 月 何 日

仕 拂 命 令 官 氏 名 印
中 央 金 庫 宛

西 洋 數 字 に て 金 額 記 入

印

仕 拂 命 令 官 割 印

案 内 仕 拂 命 令

乙 第 何 號 何 年 度 歳 出 經 常 部
大 藏 省 所 管 何 款 何 項 前 渡

金 何 圓 也

日 本 銀 行 總 裁 何 某 渡
明 治 何 年 何 月 何 日
仕 拂 命 令 官 氏 名 印
中 央 金 庫 宛

明 治 何 年 何 月 何 日 金 庫 へ 送 付

.....
印
.....

仕拂命令官割印

明治何年 何月何日	第 何 號	何年度歳出經常部
	大藏省所管何款何項前渡	
	金 何 圓 也	
	日本銀行總裁何某渡	
	中央金庫	

仕拂基金

仕拂命令官たる大藏大臣は金庫に對して案内仕拂命令を送付し一方には日本銀行總裁に對し現金前渡仕拂命令を送付するものにして金庫は前渡仕拂命令の呈示を待ち案内仕拂命令と對照して其の金額の仕拂を爲すものとす。

然り而して其の國債元金及び利子の仕拂基金は元來左の期限に従ひ所要金額を算定し各自に區分して現金の前渡を大藏大臣に請求するものなりと云ふ。

- (1) 相當年度所屬の元金及び利子は其の仕拂期前二十五日以内
- (2) 國債證券買入銷却の仕拂基金は其の仕拂を要するとき
- (3) 翌年度に於て追拂を要する見込金額は年度末日前二十五日以内

中央金庫若は金庫出納役は毎月仕拂命令受領濟額報告書を調製し其の翌月中に大藏大臣に送付するものとす。又日本銀行に於ては其の現金前渡を受けたる仕拂基金の仕拂濟額は毎月之れを精算し其の翌月より二箇月以内に仕拂濟報告書を作り之れと内譯書を添へ大藏大臣に提出するを要す。又日本銀行に於ては毎年度國債元金又は利子の仕拂は其の年度末日を以て之れを打切り仕拂未濟の金額あるときは年度經過後二箇月以内に之れを大藏大臣に申出で

金員は中央銀行に納付するものとす。

第三節 國債と決算

第一總説

國債は前述せるが如く總豫算の歳入又は歳出として計上せらるゝものなり。従て國債は總決算の上にも歳入若くは歳出として現はるゝものとす。此の點に於ては特に説明するの必要を見ず。唯國債を決算上特に述べべきは會計検査院に於て審査する手續に在り。故に本節に於ては主として此の點に付て説明すべし。

第二歳入としての國債

金庫に於て歳入を領收し若くは歳出を支拂ふときは金庫出納役たる日本銀行總裁は會計検査院に於ける決算確定の検査に充つるが爲め計算書を調製すべきことは會計規則第一百十一條の規定する所なり曰く。

金庫出納役は會計検査院の検査判決を受くる爲め一年度内に執行したる出

納の計算書を調製し證憑書類を添へ之れを大藏大臣に送付すべし

金庫出納役は會計検査院の検査を受くる爲め毎月各金庫出納内譯書を調製し證憑書類を添へ大藏大臣に送付すべし

大藏大臣は前各項の出納計算書及び内譯書を調査し之れを會計検査院に送附すべし

此の規定は金庫當然の職務にして國債も亦前述せるが如く其の起債は歳入の一部として其の元金の償還若くは利子の仕拂は歳出の一部として金庫に於て之れを取扱ふものなりとせば國債の收入支出は即ち以上の出納計算書中に記載せらるべきものたるや論なし。然るに此の他尙ほ日本銀行總裁は其の固有の資格に於て左の義務を負擔す。

國債の募集又は借入を爲す場合に於て其の事務取扱の任に當り直接に現金を收入するものは即ち日本銀行なるが故に日本銀行は會計検査院の検査を受けるため計算書を調製せざるべからず。明治二十三年三月勅令第二十號國債に關する仕拂及び收入金決算方第二條に曰く。

募集借入の計
算書

法律命令に依り日本銀行をして國債の募集又は借入を取扱はしむるときは日本銀行は大藏大臣の定むる所の期限に出納の計算書を製し會計検査院の検査判決を受ける爲め之れを大藏大臣に送付すべし

而して其の計算書の様式に就ては國債募集金出納證明規程(會計検査院達)の規定する所にして之れに據るときは出納計算書の提出期限は募集を終りしときより六十日以内とす。其の國債募集金出納計算書の書式は左の如し

納付額	備考		
	圓	錢	厘

領收額

要	領收額		
	圓	錢	厘
何公債(國庫債券、大藏省證券)募集金 延滞金利息			
何口			
計			

國債募集金拂込の數回に渉るものあるときは出納内譯書を調製し其の月末より六十日以内に提出するものとす。又國債募集金出納の證憑として提出すべきものは金庫の領收證書大藏大臣命令書の謄本及び應募申込書とす。其の他出納計算書には申込價格分類表の添附を要す。收入計算書の形式左の如し。

店 別												
摘 要	口 數	申 込 額			募 入 額			價 格 以 上 差 金			備 考	
		圓	錢	厘	圓	錢	厘	圓	錢	厘		
何 地												
發行價格以上	0	0			0			0				
發行價格の分	0	0			0							
何 地												
發行價格以上	0	0			0			0				
發行價格の分	0	0			0			0				
		0	0		0			0				
計												
合計	0	0			0			0				

總 括														
價 格	應 募 額	募 入 額			拂 込 額			備 考						
		圓	錢	厘	圓	錢	厘		圓	錢	厘			
0		0			0			0						
0		0			0			0						
0		0			0			0						
0		0			0			0						
0		0			0			0						
		0			0			0						

最低價額申込のものにして減少せざるもの何口同上の分にして減少せる分何口

以上の計算書は大藏省臨時國債整理局長之れが下検査を爲し其の下検査書を添へ之れを會計検査院に送附するものとす。國債整理局長の下検査を爲すべき期間は出納計算書出納内譯書を受けたるときより十五日以内とす。下検査書は出納計算書出納内譯書毎に調製し事實に適合せずと認定したる事項あるときは其の金額事由を記載するものとす。
第三歳出としての國債

金庫は國債元金の償還及び利子の仕拂に付き會計検査院の検査判決を受けるが爲め一年度内に執行したる出納の計算書を調製し之れを大藏大臣に送付すべきものなることは既に述べたる所なり。

然るに此の他日本銀行總裁は其の現金前渡を受けたる銀行の主事者たる資格に於て其の仕拂を會計検査院に認定せざるべからず。國債に關する仕拂及収入金決算方(明治二十三年勅令)第一條に曰く

會計法第十五條第二項に依り國債元利金仕拂の爲め銀行に現金の前渡を爲したるときは會計規則第九十八條に準じ銀行をして其の仕拂を會計検査院に證明せしむべし

而して會計規則第九十八條の規定に依れば現金前渡を受けたる者は會計檢

査院の検査判決を受くる爲め毎月支拂計算書を調製し證憑書類を添へ仕拂命令官に送附し仕拂命令官は其の下検査を執行し下検査書を添へ之れを會計検査院に送付するものとす。

會計検査院達政府より現金前渡を受けたる銀行仕拂證明規程(明治三十三年五月達第三號)に依るときは仕拂計算書の提出期限は翌月十五日までとす。其の仕拂の證憑として提出すべきもの左の如し

- (1) 内國債元利金の仕拂は主任官吏の保證ある證券及び利賦札還納表
- (2) 國債證券の買入銷却を爲したるものは大藏大臣の命達膽本及び正當受取人の領收證書

(3) 外國債の利金の仕拂は仕拂地領事の保證ある銷却表
下検査を執行する官吏は大藏省の臨時國債整理局長にして其の仕拂計算書を受けたるときより十五日以内に下検査を執行して之れを提出するを要し下検査には左の事項を記載すべきものとす

- (1) 仕拂計算書と出納帳簿との符合及び殘額現存の保證
 - (2) 事實に適合せずと認定せし事項の金額事由
- 今仕拂計算書の書式を擧ぐれば左の如し。

第四〇豫備廢銷國債證券の検査

物品會計規則に依れば凡て政府に屬する一切の動産は物品會計官吏之れを保管し會計検査院の検査判決を受くる爲め毎年度間に執行したる物品出納の計算書を調製し會計検査院所定の期限内に證憑書類を添へ之れを本屬大臣に提出せざるべからず。國債證券の豫備として貯藏せるもの并に既に廢銷に歸したるもの、如きは亦政府に屬する動産の一部として物品會計上検査を受くべきものなり。殊に國債證券はたとひ片々たる一枚の故紙と雖も其の流通價格は數百千圓に達するものなれば殊に其の検査を鄭重に爲さるべからず。今左に其の大略を述べん。

元金償還及び利子仕拂濟の國債證券及び利賦札并に買入銷却濟の國債證券は日本銀行に於て直に其の要部を打貫き每一箇月を取纏め仕拂計算書提出の前に於て還納表を添へ之れを臨時國債整理局物品會計官吏に還納せしむ。物品會計官吏は此の還納あるときは其の種類金額及び枚數等を調査し割印を銷却し要部を截取し不要部と區別して糊封納函し其の截取したる要部は普通の

文書と看做し取扱ふものとす。臨時國債整理局物品會計官吏は以上の手續を爲したる後尙ほ會計検査院の検査判決を受くるため毎年度間に執行したる物品出納の計算書を調製し證憑書としては

- (1) 豫備公債證券の刷入濟受入に對しては印刷局物品會計官吏の引渡目錄
- (2) 廢銷公債證券類の還納に對しては國債取扱銀行の還納仕譯書を添へ之れを下検査官吏に差出さしむ。下検査官吏は計算書類の下検査を完了し翌年度八月三十一日迄に其の廳を發し之れを會計検査院に送付す。其の下検査書には左の事項を記載するを要す。
 - (1) 計算書と物品出納簿との符合及び現在品を認めたる保證
 - (2) 事實に適合せずと認定せし事項の理由

第五〇總決算の添附文書

以上説明する所は凡て國債并に國債證券の決算上に於ける手續なるが尙ほ此の他に本節に於て一言すべきは國債の現存高は常に總決算の參考文書として添附せらるゝことこれなり。

會計法第十七條に依れば總決算には會計検査院の検査報告と俱に各省決算報告書國債計算書特別會計計算書を添附すべきことを規定す。而して會計規則第五十三四條に依れば國債計算書は大藏大臣之れを調製すべく其の記載すべき事項左の如し。

第一。當該年度末日に於ける國債の種類及び現高を示す所の計算

第二。當該年度に於て償還し及び仕拂ひたる各種國債の元高及び利子の計算

第三。最近五箇年度間に於ける各種國債増減の形況を示す所の計算

蓋し總決算に於て特に國債計算書を参考として添附すべきことゝ爲したるは國債は國家の負擔の重大なるものにして其の仕拂高現在高并に利子仕拂高等を一目にて知り得て之れが整理を計ることは國家財政上最も重要な事項に屬すればなり。

今實際上總決算に添附せる國債計算書を見るに第一のものは

明治何年度末國債現在高表

と稱し國債の種類をあげて一々其の現高を記載し終りに其の會計金額を記載するを見る。又第二のものは

明治何年度國債元金償還高及利子仕拂表

と稱し欄を分て(1)種類(2)元金償還濟高(3)利子仕拂濟高(4)備考とし國債の種類に従て一々其の金額を記入し終りに其の合計金額を示す。最終に第三のものは。

自明治何何年度五箇年間各年度末國債額及増減比較表

と稱し欄を分ち各種の公債に付き五箇年間各年度に於ける現在高を記載し尙ほ比較の差なる欄を設け各年度に於て其の前年度に比して増減せる金額を記載することゝ爲れり。

第四節 國債と特別會計

第一國債整理基金特別會計

國債整理基金が一の特別會計を爲すことは明治三十九年三月法律第六號を

以て規定する所にして其の歳入歳出は一般會計と區分せられ別箇の會計を立つるものとす。蓋し我國に於ける國債は日露戰役に至り俄然其の金額を増加し其の整理償還を計るべきは實に戰後經營の第一義たりき。之れを以て其の償還金額を明了にし他に利用するの虞を除かむが爲めに一の特別會計を設置し其の國債整理基金に充つべき資金は毎年度一般會計より組入るゝこととし。其の組入れたる資金は單り國債の償還發行に關する費途に使用することを得るものとせり。

更に一般會計と此の特別會計との關係を詳述せんか。一般會計に於て經常歳出部大藏省所管に一款として「國債整理基金繰入」あり此の歳出は即ち特別會計の歳入として組入れらるゝ金額にして歳出は更に此の歳入に對して支出せらるゝものなり。此の歳入出は豫算上は平均するを常とするも實際に於て若しも歳出が歳入よりも少く歳計剩餘金を生ずるときは翌年度に繰越すことを得べし。而して此の毎年度歳出豫算に於ける支出殘額は遞次繰越使用することを得べし。此の國債整理基金の特別會計に對ては政府は一の豫算を調製し

一般會計との關係

總豫算と共に之れを帝國議會に提出することを要す。今明治四十一年度に於ける該特別會計の豫定計算書を列記すれば左の如し。

大藏省所管 國債整理基金

歳入

第一款 國債整理基金收入 二二九、三三四、一〇二^円

第一項 國債整理基金收入

第一目一般會計繰入金 第二目公債募集金

歳出

第一款 國債整理基金支出 二二九、三三四、一〇二

第一項 國債整理基金支出

- 第一目國債償還 第二目國債利子 第三目臺灣事業費借入金返濟
- 第四目臺灣事業費借入金利子 第五目大藏省證券利子及割引差額
- 第六目國債事務特別手数料 第七目證書製造及發行費
- 第八目買收鐵道社債及借入金返償 第九目買收鐵道社債及借入金

利子 第十目鐵道買收代償利子 第十一目國債雜費

然り而して國債整理の爲めの事務費の如きは別に一般會計に計上せるを見る。故に本特別會計は其の實一切の國債整理に關する歳入出を包含するものにあらず。

第二、事業公債及鐵道公債特別會計

此特別會計は鐵道敷設法、事業公債條例、北海道鐵道敷設法及び臺灣事業公債法に依る公債募集金を此等の目的にのみ供し他に流用を禁するが爲め一の獨立せる會計を爲さしむるものなり。然り而して此の特別會計を設けたるは其の募集金を此等の目的にのみ供用するが爲めなれば既に特別會計にて其の金額の定まる以上は之れを一般會計の歳入に組入れ一般の歳出として之れを拂出すことは何等の缺くる所なきのみならず豫算の通覽を爲し得る點に於て必要なりと云はざるべからず。而して此の公債募集金にして毎年度内に使用せざるものは翌年度に繰越し使用するを得べく公債を以て支辨する事業完了の上公債募集金に剩餘あるときは特別會計設置の必要なきを以て一般の歳入に

繰入るべきものとす。此の特別會計に付ては他のものと同じく毎年度政府は豫算を調製し總豫算と共に帝國議會に提出す。今の一例として明治四十一年度に於ける豫定計算書を左に擧ぐべし。

大藏省所管 事業公債及鐵道公債金

歳入

第一款 公債募集金收入 三九、〇七一、一一六

第一項 公債募集金

第一目鐵道公債募集金 第二目事業公債募集金 第三目北海道

鐵道公債募集金

歳出

第一款 公債募集金支出 三九、〇七一、一一六

第一項 公債募集金支出

第一目歳入臨時部繰入

第三、特別會計の國債組入

以上二箇の特別會計は一は其の歳入全部を國債募集金とし一は其の歳出全部を國債の償還仕拂に充つるものにして即ち純然と國債を目的とせる特別會計に係る。然るに其の他の特別會計に在りても其の歳入の一部として特に國債募集金を必要とすることあり。斯くの如き場合に於ては先づ總豫算の臨時歳入部に於て國債募集金或は借入金を計上し併せて臨時歳出部に於て之れに對する金額を計上すべし。而して特別會計に於ては此の一般會計の歳出の組入として之れを臨時歳入部に計上し更に其の歳出部に於て其の所要の費途に供するものとす。

今最近の例に付て見るに例之明治四十一年度總豫算に於て

臨時部

第六款 公債募集金

第二項 臺灣事業費繰替借入金

二、〇〇〇、〇〇〇^円

第十二款 一時借入金

第一項 臺灣經費補充借入金

二、七六六、〇〇〇

あり而して之に對し

歳出臨時部(内務省所管)

第十款 臺灣經費補充金

三、七六六、〇〇〇

第一項 借入金補充

一、七六六、〇〇〇

第二項 公債募集金補充

二、〇〇〇、〇〇〇

の存在するを見る。而して臺灣總督府特別會計を見れば

歳入臨時部

第二款 補充金

三、七六六、〇〇〇

第一項 借入金補充

一、七六六、〇〇〇

第二項 公債募集金補充

二、〇〇〇、〇〇〇

あり之れに對する歳出としては築港水利事業水道電氣事業等に充用せられたり。

7151

※ 製 特 論 債 國 ※

發兌元

東京市日本橋區本町三丁目

博文館

著作
所有

明治四十二年五月四日印刷
明治四十二年五月七日發行

定價金五拾五錢

著者 工藤重義

發行者 大橋新太郎

印刷者 市川七作

印刷所 博文館印刷所

東京市小石川區久堅町百〇八番地

東京市小石川區久堅町百〇八番地

東京市日本橋區本町三丁目八番地

國債論

二六六

國債論畢

3350
4

每編專門大家執筆

帝國百科全書

全部二百冊

洋裝大判類美本〇紙數一冊三百頁以上〇製本特製並製の二様

定價
 並製 一冊金四拾錢〇十冊參圓七拾錢〇廿五冊金八圓八拾錢〇五
 十冊金拾七圓〇百冊金參拾參圓〇二百冊金六拾五圓郵稅一
 冊金八錢
 特製 一冊金五拾五錢〇十冊金五圓〇廿五冊拾貳圓〇五拾冊貳拾
 參圓〇百冊金四十五圓〇二百冊八十八圓△郵稅一冊金十錢

發兌元

東京 博文館 振替貯金口座 東京二四〇番

本書特色

方今日進歩の奎連は専門學術の普及を促して已まず、本書は乃ち此急需に應じて起りたる者にして、社會智識の指導を以て任ずる者、各種の藝術を網羅して洩らさず、實に本邦未曾有のエンサイクロペディア也、獨り僻郷師に乏しき者の座右にかくべからざるのみならず、大都大學に在るの士と雖、亦本書に俟つ所必ず多大なる者あらん、蓋現今日本人必須の寶典也

全部科目

本全書は社會に必要なる百科の學を集めて大成せんことを期し、哲學、文學、理科、醫學、政治、法律、經濟、工藝、農商、其他諸般の學術に至る迄、苟も日進の社會に必要あらん者は網羅して遺さず、世上篤學の士本全書を座右に備へ給はゞ出でずして普ねく天下の智識を求むることを得む、故に本全書を藏せらるゝ時は、宛かも全國の碩學大家を師聘せるに齊しと云ふ可し

擔任著者

本全書の希望懷抱既に上述ぶる所の如し、乃ち各篇擔任の著者も、總て各科専門の博士學士に請ひ、或は専門學術の老宿を煩はし、以て獎學開智の一端に供せんとす、故に本全書に筆を執らるゝは、總て江湖知名の大家碩學にして、其專攻せらるゝ所を以て編述せらるゝ者なれば、世間通有の杜撰粗笨なる類書とは、元より同日のものにあらざるは本館の確く保證する所也

第一編	世界	倫理	新文	地理	史次	新撰	幾何	學	林鶴一君著
第二編	日東	西洋	肥田	新宗	農新	支萬	國產	製算	法學士 上田豐君著
第三編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 中村太郎君著
第四編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 北條元篤君共譯
第五編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 熊谷直太郎君譯
第六編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 蟹江義丸君譯
第七編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 木寺柳次郎君著
第八編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 梶原仲治君著
第九編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 丸山長渡君著
第十編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 井上正賀君著
第十一編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 添田敬一郎君著
第十二編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 丸尾昌雄君著
第十三編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 笹川潔君著
第十四編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 蟹江義丸君著
第十五編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 田中次郎君著
第十六編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 高山林次郎君著
第十七編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 藤井健次郎君著
第十八編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 永井惟直君著
第十九編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 本多靜六君著
第二十編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 佐藤傳藏君著
第二十一編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 高木貞治君著
第二十二編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 楠巖君著
第二十三編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 佐藤傳藏君著
第二十四編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 高木貞治君著
第二十五編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 木下義道君著
第二十六編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 姉崎正治君譯
第二十七編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 井上哲次郎君閱
第二十八編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 木村寛太郎君著
第二十九編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 恩田鐵綱君著
第三十編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 武島又次郎君編
第三十一編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 高山林次郎君著
第三十二編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 橫井時敬君著
第三十三編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 稻垣乙丙君述
第三十四編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 柳都太郎君編
第三十五編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 熊谷直太郎君著
第三十六編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 高木貞治君著
第三十七編	支那	國產	新製	算哲	農新	支萬	國產	製算	法學士 佐藤傳藏君著

第三八編	商業經濟學	法學士 清水泰吉君著	第五七編	船舶化學	農學士 井上正賀君著
第三九編	氣候及土壤學	農學士 佐々木祐太君著	第五八編	用器具	農學士 赤松梅吉君著
第四〇編	最新統計學	法學士 夏秋龜一君著	第五九編	用器具	農學士 須藤傳次郎君著
第四一編	西洋歷史學	法學士 吉國藤吉君著	第六〇編	三角學	農學士 西村榮十郎君著
第四二編	民法債權編釋義	工學士 藤井光藏君著	第六一編	機噐	農學士 須藤傳次郎君著
第四三編	民法債權編釋義	法學士 丸尾昌雄君著	第六二編	機噐	農學士 松村定次郎君著
第四四編	稅關及倉庫	法學士 岸崎昌君著	第六三編	機噐	農學士 龜高德平君著
第四五編	東洋教育	文士 中野禮四郎君著	第六四編	機噐	農學士 青木昌吉君著
第四六編	政治	法學士 森山守次君著	第六五編	機噐	農學士 真島利行君著
第四七編	政治	法學士 永井惟直君著	第六六編	機噐	農學士 松村定次郎君著
第四八編	日本風俗	法學士 坂本健一君著	第六七編	機噐	農學士 加藤玄智君著
第四九編	日本風俗	法學士 菅原太郎君著	第六八編	機噐	農學士 田中節三郎君著
第五〇編	社會學	文士 十時彌君著	第六九編	機噐	農學士 橫井時敬君著
第五一編	社會學	文士 三浦菊太郎君著	第七〇編	機噐	農學士 澤村眞君著
第五二編	支那文法	文士 白河次郎君著	第七一編	機噐	農學士 池袋秀太郎君著
第五三編	支那文法	文士 國府厚東君著	第七二編	機噐	農學士 重見道之君著
第五四編	畜產各論	農學士 高見長恒君著	第七三編	機噐	農學士 飯塚啓君著
第五五編	畜產各論	農學士 田口晉吉君著	第七四編	機噐	農學士 岡田武松君著
第五六編	畜產各論	農學士 新島善直君著	第七五編	機噐	農學士 熊谷五郎君著
第五七編	畜產各論	農學士 岸崎昌君著			
第五八編	畜產各論	農學士 中野禮四郎君著			

(四)

第七六編	新撰藝文化學	農學士 井上正賀君著	第九七編	新撰動物學	理學士 會田龍雄君著
第七七編	新撰藝文化學	理學士 松村定次郎君著	第九八編	新撰動物學	理學士 奧村英夫君著
第七八編	新撰藝文化學	文士 岡田正美君著	第九九編	新撰動物學	理學士 工藤重義君著
第七九編	新撰藝文化學	文士 菊地學而君著			
第八〇編	新撰藝文化學	文士 上野英三郎君著			
第八一編	新撰藝文化學	文士 有働良大君著			
第八二編	新撰藝文化學	文士 青木昌吉君著			
第八三編	新撰藝文化學	文士 松井知時君著			
第八四編	新撰藝文化學	文士 幸田成友君著			
第八五編	新撰藝文化學	文士 小林魁郎君著			
第八六編	新撰藝文化學	法學士 小原新三君著			
第八七編	新撰藝文化學	法學士 井上正賀君著			
第八八編	新撰藝文化學	法學士 速水澁君著			
第八九編	新撰藝文化學	法學士 野口弘毅君著			
第九〇編	新撰藝文化學	法學士 小原新三君著			
第九一編	新撰藝文化學	法學士 月田藤三郎君著			
第九二編	新撰藝文化學	法學士 中內義一君著			
第九三編	新撰藝文化學	農學士 高橋久四郎君著			
第九四編	新撰藝文化學	農學士 須田勝三郎君著			
第九五編	新撰藝文化學	農學士 須田勝三郎君著			
第九六編	新撰藝文化學	法學士 溝淵孝雄君著			

(五)

伊藤公題大字 大隈伯序文

伊東祐穀君著

明治四十年 世界年鑑

全一冊
洋裝四六倍判總クロー
紙文數字入美本
正價金五圓料小包十六錢

本書は本邦斯の種統計書の「オーソリチー」として缺くる所なきは世既に定評あり、而して本篇は第一版以來の經驗に基き、國勢の進運に伴ふて内容に一段の光彩を添へたり、殊に卷頭に挿みし地圖、描畫圖は皆嶄新なるものを撰び、又清韓等の東洋諸國の記事は最も詳密に描寫せり、一卷千五百頁、秩序整然、一日瞭乎として坐がらに宇内の大勢を知り得るものは獨り本書乎。

挿入圖 ○歐羅巴全圖 ○阿弗利加全圖 ○北亞米利加全圖 ○南亞米利加全圖 ○濠洲及大洋洲全圖 ○東洋地圖 ▲各國貨幣 ○亞細亞(二頁) ○歐羅巴 ○歐羅巴阿弗利加及亞米利加 ○亞米利加 ▲最近二十年間に於ける日本人の發展(十一枚)

明治四十年 珍袖 世界年鑑

全一冊
洋裝小判總クロー
紙文數字入美本
正價金六十錢 小包八錢

發兌元 東京市本區橋本區本區橋本區本區橋本區
目丁三四番 博文館

終